

○災害時の医療救護活動に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と大洲地区広域消防事務組合（以下「乙」という。）及び一般社団法人喜多医師会（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大洲市内において局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生した場合における、甲又は乙が実施する救急救助活動又は医療救護活動（以下「医療活動等」という。）に対する丙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 丙は、医療活動等が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療活動等）

第2条 甲又は乙は、医療活動等を実施する必要があるときは、丙に協力を要請するものとする。

2 丙は、前項の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、第3条に規定する救護所又は災害現場（以下「救護所等」という。）に派遣し、医療活動等を実施するものとする。

（救護所）

第3条 甲又は乙は、災害の状況により必要に応じ甲所有の施設等又は発災地付近に救護所を設置するものとする。

2 甲又は乙は、前項に規定するもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、丙及び丙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置することができるものとする。

（医療救護班の編成）

第4条 丙は、災害規模に応じて、丙に属する医師、看護師及び補助者で構成する医療救護班を編成するものとする。

2 医師は、必要により乙の救急隊員等の応援を求めることができるものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) 傷病者の選別

(3) 死亡の確認

(4) 医療機関への搬送の可否及び順位の決定

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令は、丙が行うものとする。ただし、災害現場においては、乙の現場指揮隊長と協議するものとする。

（連絡調整）

第7条 医療活動等に係る連絡調整は、甲、乙及び丙が緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第8条 医療救護班は、原則として甲又は乙の調達する車両等で第3条に規定する救護所等へ輸送するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、自主的に出向するものとする。

（医薬品等）

第9条 医療活動等に必要な医薬品、医療材料等は、原則として丙が携行又は調達するものとする。ただし、丙から要請があった場合は甲が行うものとする。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲又は乙が行うものとする。

（防災訓練）

第10条 甲又は乙は、定期的に防災訓練を実施することができるものとする。

2 丙は、甲又は乙から要請があったときは、前項に規定する防災訓練に医療救護班を参加させるものとする。

（費用弁償等）

第11条 医療活動等を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する費用弁償

(2) 医療救護班が携行又は調達し、医療活動等のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

(3) 防災訓練参加に伴う費用弁償

2 上記医療活動等に係る費用負担等については、別途甲及び丙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第12条 甲又は乙の要請を受諾した者が、医療活動等に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、大洲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年大洲市条例第48号）に準じて災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療活動等に起因する医事紛争が生じた場合は、甲が適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、協定締結の日から施行する。

2 この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月28日

甲 大 洲 市 長

乙 大洲地区広域消防事務組合 組合長

丙 一般社団法人喜多医師会 会長

災害時の医療救護活動に係る実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は「災害時の医療救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第15条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整の責任者)

第2条 協定書第7条に定める連絡調整の責任者は、甲とし大洲市長とする。

(緊急連絡網の整備)

第3条 甲、乙及び丙は、協定書第2条に定める医療活動等の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

(指揮体制及び活動要領等)

第4条 甲、乙及び丙は、応急救護所における現場指揮体制及び活動要領等をあらかじめ定めておくものとする。

(傷病者の選別、表示及び応急処置)

第5条 傷病者の選別、応急処置及び傷病者伝票の記入は、医師、看護師又は救急隊員等が行うものとする。

(要請する災害の程度)

第6条 協定書第2条第1項に定める医療活動等を実施する必要がある場合は、集団的に多数(おおむね15人以上)の傷病者が生じた場合、又は災害現場において傷病者の救助等に長時間を有し、傷病者の生命維持に医師による処置が必要と判断される場合をいうものとする。

(要請の方法)

第7条 協定書第2条第1項に定める要請は、大洲市長又は消防長から喜多医師会長に対して行うものとする。

2 緊急を要する時は、大洲市又は消防本部から、丙の医療救護担当者又は発災地付近の医療機関に対して要請することができるものとする。

3 要請時の通報連絡事項は、次の各号に定める事項を電話等にて行うものとする。

- (1) 発災時刻及び場所
- (2) 発災内容及び状況
- (3) 発災による傷病者数等の状況
- (4) その他医療救護活動に必要な事項

(連絡調整事項)

第8条 甲、乙及び丙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること
- (2) 死亡に関すること
- (3) 医薬品及び医療材料に関すること
- (4) その他医療救護に関すること

(損害賠償)

第9条 甲、乙又は丙の医療活動等により第三者に損害を与えた場合は、甲の責任とするものとする。

2 前項に規定する医療活動等に従事した丙の会員(以下「丁」という。)が第三者から損害賠償請求の訴えを提起された場合は、甲は訴訟参加等により丁に全面的に協力するものとし、丁が損害賠償をしなければならない場合には、丁の故意又は重大な過失のない限り、甲において損害賠償を行うものとする。

3 甲は、前項の場合において、丁に対して求償しないものとする。

(医療救護活動従事者の費用弁償)

第10条 協定書第11条第1項第1号及び第3号に定める医療救護活動の従事者に対する費用弁償金額は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第5条の規定を適用する。ただし、補助者に対する費用弁償金額は、その都度協議するものとする。

(費用弁償等の請求)

第11条 協定書第11条第1項各号に定める費用弁償の請求は、次の各号により行うものとする。

- (1) 医療救護活動に従事した者及び防災訓練に参加した者に対する費用弁償は、費用弁償請求書(様式第1号)に医療救護班ごとの医療救護班活動報告書(様式第1号の2)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護活動に際し使用した医薬品、医療材料等の実費弁償は、実費弁償請求書（様式第2号）に医療救護班ごとに、医薬品、医療材料等使用報告書（様式第2号の2）を添えて請求するものとする。

（災害報告）

第12条 協定書第12条に該当する事故が発生したときは、乙又は丙は速やかに医療活動従事者事故報告書（様式第3号）により報告するものとする。

（協議）

第13条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、協定書の締結の日から施行する。

費用弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

_____ 円

内訳

班 名 氏 名	職 種	延人員数	交通機関名	始発～終点	備 考
計					

年 月 日

大洲市長 様

住所
氏名

実費弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時医療救護活動に係る実費弁償を下記のとおり請求します。

記

_____ 円

内訳

班名 氏 名	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
計					

年 月 日

大洲市長 様

住所
氏名

印

様式第3号（第12条関係）

医療活動従事者事故報告書

年 月 日 から 年 月 日 までにおける災害時医療救護活動において、下記のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

大洲市長 様

住 所

氏 名

印

事故傷病者概要

氏 名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職 種		所属医療機関					
傷病名				程度	重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（ 月 日）	診療（入院）医療機関名						
受傷（発病）場所							
受傷（発病）日時	年 月 日		午前・午後		時 分		
受傷発病時の状況							